

2月 ほっとHOTエコプラザ

2018

もっと愛なあい?

MOTT AI NAI? もったいなあい! ロングロングキャンペーン実施中!

今月の講座・イベント (要事前申し込み)

3日 (土)	包丁研ぎに挑戦 10:00~11:30 定員6人 参加費500円
4日 (日)	食品で作る消臭剤「マイエンザ」作り 10:30~12:00 定員4人 参加費500円
5日 (月)	残り毛糸で「スヌード」作り 前・後編
19日 (月)	10:00~12:00 定員6人 参加費1,000円(2回分)
6日 (火)	自然素材で手作りカイロ 10:00~12:00 定員6人 参加費500円
18日 (日)	おもちゃ病院 10:00~12:00 定員6組 診察料100円
18日 (日)	食品から環境を考える~資源(生ごみ)の循環~ 10:00~12:00 「NPO法人循環型環境・農業の会」出張講座他
18日 (日)	エコマーケット 毎月第3日曜日に開催 10:00~14:00 出店料500円 出店者募集中です
20日 (火)	きもの着付けレッスン 10:00~12:00 定員4人 参加費500円
27日 (火)	ぼかし作成の見学~生ごみを土に返すお手伝い~ 11:30より (事前申し込み不要)



エコプラザのリデュース・リユース

包丁研ぎ	使い慣れた包丁を最後まで使いませんか?	1本 500円
スーツケース レンタル	家の中でかさばるスーツケース。必要なときに「借りる」!	1回 500円 最長1カ月程度
イスの張り替え	座面を張り替えるだけで雰囲気も変わって気分一新!	1脚 1,000円から
まな板削り	スタッフがていねいに削り仕上げます。	1枚 500円
譲ります 求めます	譲ってもいいもの、求めているものがあれば情報をお寄せ下さい。 ホームページとエコプラザ掲示板でお知らせします。	
えびすFM	毎月第2,4月曜日AM11時頃からエコプラザ情報を発信しています。	
リユース品の販売	自分にとっては不用品でも他の誰かに活用してもらおう。捨てずにリユース(再利用)。	
見学案内	私たちの暮らしに身近なごみの現状を見にきませんか。工場見学や体験学習もできます。	

2月の講座、イベント等の申し込みは、1月16日(火)10時から電話で受け付けます。
エコマーケットの出店申し込み(出店料500円)は2カ月前から受け付けます。

TEL 0952-33-0520

★開館時間:10時~17時 ★休館:水曜日

佐賀市『化学物質の使用に関するガイドライン』からの抜粋

(その4) ～ 2. 基本的な行動 (2) 基本的な行動 ～

化学物質と上手につきあうために、基本的な行動を紹介します。

1 知る・選ぶ

- ・業務目的を達成するため、本当にその製品が不可欠なのか、他の方法はないかを検討する。
- ・製品に含まれる化学物質の環境リスクを正しく理解する。
- ・同様の製品で、より毒性の低いもの、飛散しにくいもので代用できないか検討する。
- ・できれば取扱い方法だけでなく、保管や廃棄のし易さ等も含めて検討する。

2 使う

- ・表示をよく読み、使用方法をよく確認した上で使う。薬剤の混用や本来の用途以外の使用はしない。(正しい使用は無駄をなくすほか、使用時の安全確保につながる)
- ・使用する量、使用する区域・場所を必要最小限にとどめる。
- ・屋外で使用するときは、風向きや天候、時間帯を考える。
- ・室内で使うときは、時間帯を考え、しっかり換気をする。
- ・使用前・使用後に必要な周知を行う。
- ・状況に応じて使用した区域や場所に人が立ち入らないように表示や区分けを行うとともに、必要な防護を行う。
- ・使用した器具等を洗浄する際は、洗った水が河川等に流入しないようにする。
- ・業務を委託する場合は、薬剤の適切な取扱いや周知について仕様書に規定する。

3 使用後の管理

- ・担当者以外の手に触れず、かつ安全と考えられる場所で保管する。(施錠できる薬品庫に保管する、など)
- ・使用した年月日、場所や対象、薬剤の種類・名称、使用した薬剤の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数等について記録し、一定期間保管する(⇒p22 薬剤等の散布調査票 参照)。

4 廃棄する

- ・使用残りの薬液は、河川や排水路、側溝等に流さず、適正に処分する。
- ・容器は、識別マークなどを参考に分別を行い、市のルールに従って適正に廃棄する。
- ・使い残しの薬剤がついたままの容器等は、処分可能な産廃業者へ回収を依頼する。
- ・廃棄方法がわからない場合は、販売店や製造元に廃棄方法を確認する。

食品添加物の話

現在、日本の厚生労働省が認めている食品添加物は、**既存添加物**(365品目)・**天然香料**(612品目)・**一般飲食物添加物**(100品目)・**指定添加物**(454品目)があります。厚生労働省は、食品添加物が販売などされる前に人の健康に悪影響を生じないか確認し、安全性を確保し、また、認められたものについても摂取量を調査するなど、継続的な安全確保に努めているとしています。

既存添加物とは長年使われてきた天然添加物。**天然香料**とは植物、動物を起源とする香料。**一般飲食物添加物**とは通常は食品として用いられるが、食品添加物的な使い方をするもの。**指定添加物**は昔の法律では合成添加物だけが指定されていましたが、今は天然添加物も含む形で指定されています。

とはいえ、日本には1500種類以上の添加物があるのですね。

ところで、昨日食べたものを振り返ってみれば、どんな添加物が何種類入ってどのくらいの量が体に入っていったのか!? 私の頭には、有吉佐和子著「複合汚染」が頭をよぎります。安倍司氏の「食品の裏側」の本も話題になりました。

(もちろん! 国の基準はすべて満たしたうえで流通に乗っているものばかりであることは百も承知ですが・・・ガイドラインの環境リスクを「命のリスク」と、置き換えてもいいかもしれません。) 心して、「からだに入るものの正体を知る」そして、「何を食べるのか」!! 情報もモノも選ぶのは私たち消費者。私のからだも脳も私の選んだ「食べ物」でできていることだけは確かなことです。

佐賀市エコプラザ 桑原博美



ネット環境のある方で詳しく知りたい方は佐賀市及び厚生労働省のホームページで、それぞれ、

- 「化学物質の使用に関するガイドライン」
- 「食品添加物」で検索すればご覧になれます